

金属スクラップヤード等の適正化に向けた取組

1 はじめに

本県には、有価物となる金属スクラップ、使用済みプラスチック等を屋外で保管などを行っている「金属スクラップヤード等」と呼ばれる事業場が数多くあります。

これらヤードは、資源リサイクルを実施する上で必要な施設ですが、一部のヤードにおいて、高積みなどの不適正な保管による崩落の危険や火災の発生、事業場内での作業に伴う騒音等が発生しています。

そこで、不適切な事業運営による環境悪化を防止するとともに、適正な資源リサイクルを推進するため、「千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」を2023年10月に制定し、2024年4月1日に施行しました。



金属スクラップヤード等 ①



金属スクラップヤード等 ②

2 条例制定の背景

(1) 金属スクラップヤード等に係る問題

金属スクラップヤード等は、金属スクラップ等のリサイクルの推進上、一定の役割を果たしており、適正に事業がなされる限り有用な存在ですが、次のような現状と問題が確認されました。

ア 崩落の危険、火災発生

鉄など重量のある保管物の高積みによる崩落の危険や、保管物に混入したリチウムイオン電池等の発火による火災が発生している。

イ 騒音や水質汚濁、油流出など

重機を用いた保管物の積み上げや保管に伴う破碎などによる騒音、保管に伴って生じた汚水を未処理で排水することによる水質汚濁、収集されたモーター等からの油の流出などが発生している。

ウ 地域住民の不安・不信感

これまでに見られなかった業態であることや地域社会との関係性が薄い事業であることから、住民が事業内容を知り得ないことに加え、外国籍の従業員が多く言語の壁があることなどから、住民の不安・不信感を招くことが多い。また、周辺住民との信頼関係の構築のため、事業者に対して周辺住民に事業内容等の説明を求めても、拒否される、説明できる責任者が不在である事業場が多い。

エ 実態把握が困難

金属スクラップヤード等に着目して規制する法令等がないため、県内における事業の実態を正確に把握することができない。県の実態調査で確認できた事業場の多くは外壁等で囲われており、外部から場内をうかがい知ることが困難である。さらに、事業場内に立ち入る権限がないため、事業の実態把握には限界がある。



崩落した金属スクラップ



火災発生後の雑品スクラップ



屋外保管に伴う油汚染



雑品スクラップの洗浄に伴う汚水の流出

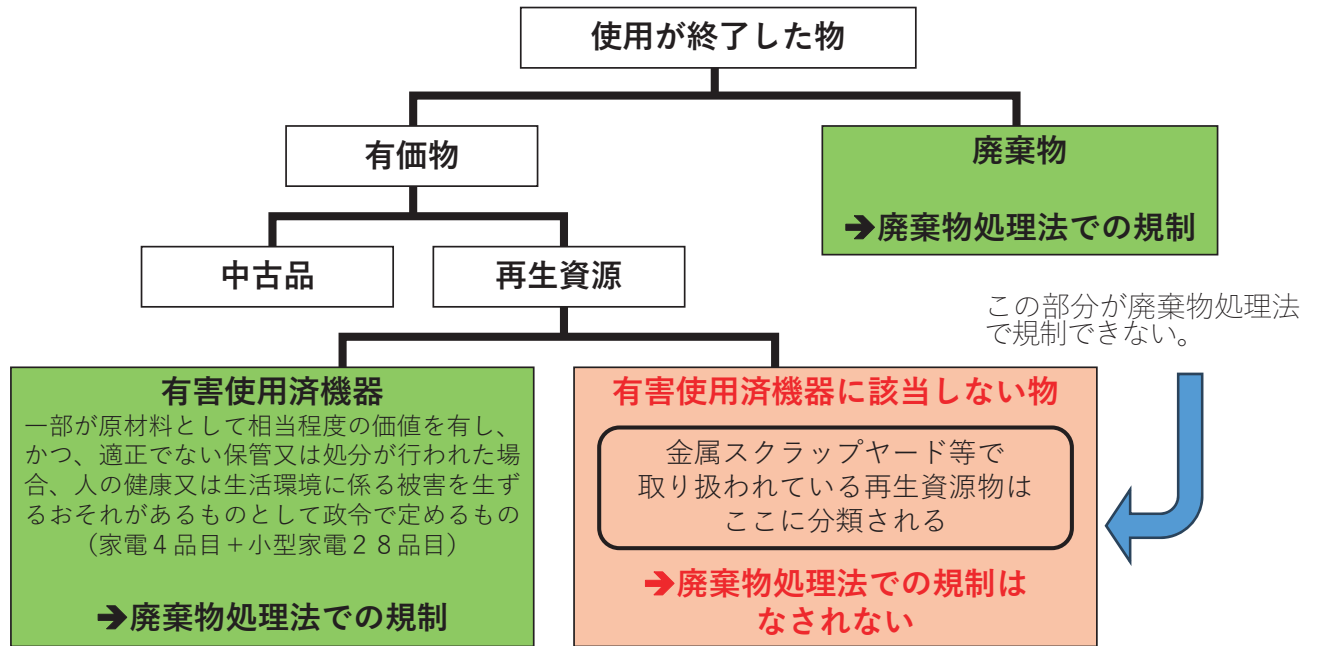
(2) 金属スクラップヤード等に係る指導の限界

県が実態調査を行った結果、次のような指導の限界を確認しました。

こうした状況に鑑みて、金属スクラップ等の再資源化の適正な実施を図るため、必要な規制を行うことにより、県民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全上の支障の防止を図ることを目的とした条例を制定することとしました。

- ・ 金属スクラップ等は、物の性状や取扱方法から、廃棄物処理法が規制対象とする廃棄物や有害使用済機器（家電３２品目）に類似しているといえるが、有価で取引されるため廃棄物には該当しない。また、元が家電であっても機器としての原状を有していない場合は、有害使用済機器に当たらないため、廃棄物処理法の保管基準等を適用することができない。
- ・ 騒音規制法や水質汚濁防止法、消防法などの関連法令は、金属スクラップ等の保管や、保管に伴う作業を直接規制するものではなく、適用対象や範囲が限定されている。
- ・ 法令等による規制が及ばないため、県は、任意の立入調査を通じて実態把握に努め、不適正な屋外保管等をしている事業者に対しては是正等を指導してきたが、協力を得られない。
- ・ 火災、崩落の危険や騒音等の問題は、事業開始後に現実化するため、事後的な対応では手遅れとなることが多く、指導により解決することは難しい。

図表1 使用が終了した物の分類



3 条例の主な内容

(1) 目的

金属・プラスチックの再資源化の適正な実施を図りつつ

ア 県民の生活の安全の確保

イ 県民の生活環境の保全上の支障の防止

(2) 規制対象

ア 規制対象物（特定再生資源）

次のいずれかの物品（廃棄物、有害使用済機器、特定自動車部品並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

・使用を終了し、収集された金属又はプラスチックが使用されている製品

・製品の製造、加工等の人の活動に伴い副次的に得られた金属又はプラスチック

※ 上記の物品のほか、併せて保管する木材、ガラス等も保管物として規制

イ 規制対象事業（特定再生資源屋外保管業）

屋外において、特定再生資源を積み上げる作業の用に供することができる機械を使用して特定再生資源の保管をする事業（保管をし、破碎等をするものを含み、自ら原材料として使用するために保管をするものを除く。）

(3) 規制手段

ア 事業の許可

事業場ごとに事業許可の取得を義務付け

イ 住民への周知

許可申請前に事業場の周辺住民に対する説明会の開催等を義務付け

ウ 基準遵守

保管物の崩落や火災の発生等を防ぐための基準遵守の義務付け

エ 現場責任者の設置

事業場に現場責任者の設置を義務付け

(4) 実効性の確保手段

ア 命令等

- ・基準遵守の義務違反等について、保管方法の変更命令等を発出
- ・県民の生活の安全上に支障が生じていると認める場合等について、措置命令を発出
- ・命令に違反した場合等について、許可の取消し又は事業の停止命令を発出

イ 報告徴収、立入検査

- ・特定再生資源屋外保管業を行っていると認められる者に対して報告徴収
- ・特定再生資源屋外保管業を行っていると認められる者の事業場等へ立入検査

ウ 罰則

無許可営業、命令違反、届出義務違反等は罰則の対象

〔無許可営業、命令違反等は、「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」
届出義務違反その他の義務違反等は「30万円以下の罰金」〕

(5) その他

ア 市町村の適用除外

独自に施策を講じる市町村については、条例の適用除外を申し出ることができる。

イ 施行期日

2024年4月1日

ウ 経過措置

既存事業者にも許可取得を求め、条例の各規定への適合に必要な期間を1年間設定

4 条例施行に向けた取組

県民等へ、条例を広く周知するため、県ホームページや県民だより、SNSを通じて、条例の趣旨や規制内容、事業者などの責務などを分かりやすく掲載し、広く周知を行いました。また、市町村に対しては、条例説明会を開催し、条例の周知について協力を依頼するなど、市町村と連携した県民への広報に努めました。条例を円滑に運用するため、条例の公布後、市町村等に、条例の規制対象ヤードに関する情報提供を依頼し、ヤードとして把握した全ての事業場を個別に訪問して、周知用のリーフレットを活用し、遵守すべき基準など条例の規制内容と、1年間の経過措置の期間内に許可申請する必要があることなどを周知しました。その際、ヤードの運営者には外国籍の者が多いことから、適宜、通訳を同行して周知しました。

4 ちば県民だより 令和5年(2023年)11月5日(日曜日)

スクラップヤードでの保管事業が許可制に!

～危険な高積み保管は許しません!～

県内には、鉄くずや使用済みのプラスチックなどを買い集め、屋外で保管・破砕し、リサイクルするスクラップヤードが300カ所以上あります。その一部で保管物の崩落や火災、騒音などが発生しているため、今後、事業者は周辺の住民に説明した上で、知事の許可を受けることになりました。

県内のスクラップヤードの分布

※資料ごとのスクラップヤードの数

- 40カ所以上
- 30カ所以上
- 20カ所以上
- 10カ所以上
- 1カ所以上
- なし

事業者が守ること

- スクラップヤードを基準(囲いの設置など)に適合するように維持する
- 保管物の高さを基準以下にする
- 火災、汚水、騒音などの対策をする
- 事業者名などを記載した標識を掲示する
- 現場責任者を置く など

土地所有者などへのお願い

- スクラップヤードで保管事業を行おうとする事業者に土地を提供するときは、適正に事業が行えるか確認してください。

既存事業者も許可の対象です

「千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例」を令和6年4月1日から施行します。

問い合わせ・相談窓口 県ヤード・残土対策課 043-223-3275

ちば県民だより

金属スクラップヤード等規制条例 (千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例)

令和6年4月1日から、 金属スクラップ等の“特定再生資源”を 屋外のヤードで保管をする事業には、 許可が必要になります。

千葉県では、金属製又はプラスチック製の使用済み製品等を収集して屋外で保管する、いわゆる金属スクラップヤードなどの事業について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図るために、「金属スクラップヤード等規制条例」を制定しました。(令和6年4月1日施行)

- このような事業を行うためには、事業場ごとに知事の許可を受けなければなりません。
- 条例の施行の日より前から事業を行っている場合においても、同様に許可を受ける必要があります。

この条例では、**特定再生資源^{※1}を屋外^{※2}において、重機等^{※3}を使用して積み上げて保管をする事業、“特定再生資源屋外保管業”**(以下「事業」といいます。)が規制の対象となります。

- ※1 特定再生資源とは
- ①使用を終了し、収集された製品(金属又はプラスチックが使用されているものに限る。)
 - ②収集された金属又はプラスチック(製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。)
- ※①②のいずれについても、これらが破砕、切断、圧縮又は解体されたものを含まず。
また、廃棄物、有害使用済機器、自動車ヤード条例の「特定自動車部品」等は含まれません。

特定再生資源の例(区分ごとに分類)

- ・ 金属スクラップ：H鋼、鋼鉄、アルミサッシ、切粉(金属を加工する際に発生するかす)などの金属製の物品
- ・ プラスチック類：ペットボトル、強化ビニルパイプ、発泡スチロール、樹脂ダンゴなどのプラスチック製の物品
- ・ 雑品スクラップ：モーター、被覆電線、電子基板、バッテリー、業務用電気器具など
※金属のみ又はプラスチックのみでないものは、全て雑品スクラップです。

- ※2 屋外とは
屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外

- ※3 重機等とは
油圧ショベル、フォークリフト(最大揚高が3m超のもの)、クレーンなど
※油圧ショベルは、バックホウやグラブなどの作業装置を有する重機の総称です。

この条例のほか、他の法令等についても、当然に遵守する義務があります。

千葉県

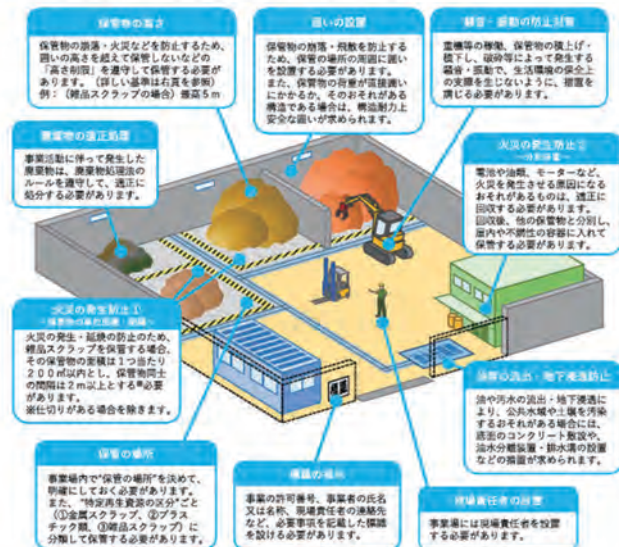
住民への周知義務

許可申請するときは、あらかじめ、**事業場から300m以内の区域の住民に対する説明会の開催**などにより、事業の内容を周知する必要があります。

事業の許可基準・特定再生資源の保管等の基準

許可を受けるためには、条例で定める許可基準に適合する必要があります。また、許可事業者は、保管等の基準を遵守する義務があります。

事業場と基準の概要は、下図のとおりです。



周知用のリーフレット(抜粋)

5 条例施行後の取組

本年度、改めて県民だより、SNS等を通じて、県民等への広報を行いました。また、条例の規制対象となる事業場を精査し、条例の適用となるヤード全てを再度訪問し、条例の規制内容等を説明するとともに、申請等の手続きや遵守事項をわかりやすく記載した手引きを配布して、早期に許可申請をすること、基準を遵守することなどを指導しました。

不適正なヤードの一掃に向けて、事業者に対して本条例に基づく立入検査などにより、許可取得や、基準の遵守状況などを確認し、適宜、市町村などの関係機関と連携して厳正に指導等を行っています。



条例の基準遵守状況の確認

(参考)

○金属スクラップヤード等の種類

金属スクラップヤード等については、実態調査の結果、3つの種類が確認された。

<金属スクラップヤード>

ビルの梁や柱等で使用されたH鋼、戸建住宅で使用された窓枠、製品の製造工程で発生した切り粉（ねじの溝を削る時などに発生）など金属単体を屋外保管しているヤード

<プラスチックヤード>

飲料容器として使用されたペットボトル、戸建住宅の排水設備として使用された塩ビ管、原料樹脂（バージンペレット）の製造工程で発生した規格（強度、比重等）外品などプラスチック単体を屋外保管しているヤード

<雑品スクラップヤード>

金属、プラスチック等を素材とする業務用機器類や使用済電気電子機器等が雑多なものと混ぜられたスクラップを屋外保管しているヤード

図表2 金属スクラップヤード等の種類



千葉県有害鳥獣捕獲協力隊について



1 背景

千葉県内における有害鳥獣による被害は、2023 年度の農作物被害額が3 億円以上に上ったほか、鳴き声などの生活環境や生態系などへの悪影響も発生しており、捕獲や被害防止対策の強化が強く求められる一方で、高齢化や人口減少の進行等により、市町村における捕獲現場では担い手確保が急務となっています。

捕獲の担い手確保のため、県ではこれまで、技術研修や「新人ハンター入門セミナー」などを実施してきました。2023 年度からは、新たに「千葉県有害鳥獣捕獲協力隊」事業を開始し、狩猟免許は取得しているものの捕獲に取り組めていない、いわゆるペーパーハンターの方々に技術を習得していただくこと等で、捕獲の担い手確保の強化を目指すとともに、ふるさと納税については、本県の有害鳥獣対策に支援をいただいた方々に、捕獲したキョンの肉や革製品を返礼品としてお贈りしました。

【有害鳥獣による被害】

① 農作物被害



イノシシ
(農作物被害金額全体の4 割以上)

②生活環境被害



キョン [特定外来生物]
(鳴き声や花壇・植木の採食被害)

③生態系被害



ニホンジカ
(低木層の植生の劣化)

図表3 農作物被害金額の推移

(単位：千円)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
鳥獣合計	300,102	269,591	330,422
イノシシ	124,694	117,338	140,922
アライグマ	25,035	30,578	31,036
ハクビシン	17,237	18,796	28,508
サル	25,672	20,095	24,657
シカ	13,688	7,976	12,048
キョン	4,818	4,214	8,875

(注) 表の鳥獣は抜粋のため、各鳥獣の合計と鳥獣合計は一致しません。

図表4 主な獣類の捕獲数

(単位：頭)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
イノシシ	20,729	22,087	34,964
アライグマ	8,962	10,361	13,701
ハクビシン	2,631	2,852	2,534
ニホンザル	1,166	1,204	1,449
ニホンジカ	7,174	8,144	8,893
キョン	8,587	8,864	10,154

2 千葉県有害鳥獣捕獲協力隊の概要

千葉県有害鳥獣捕獲協力隊事業は、千葉県の有害鳥獣対策を強化・促進するため、捕獲の担い手の確保を図るとともに、広く県内外の方々からの支援を募るものです。

協力隊の隊員には、参加隊員と支援隊員の2つがあります。

参加隊員には、狩猟免許は取得しているものの捕獲には取り組めていない方に、捕獲に必要な知識や技術を習得していただく「実践コース」と、18歳以上であればどなたでも参加可能で「実践コース」の内容をオンライン配信する「疑似体験コース」の2種類があります。

支援隊員は、ふるさと納税制度を活用して、千葉県の有害鳥獣対策への支援をいただくものであり、県外在住の方々には、根絶を目指して捕獲したキョンを有効活用した肉又は革製品を、返礼品としてお贈りしています。



千葉県有害鳥獣捕獲協力隊 隊員募集中!

～狩猟の実践と疑似体験 など～

有害鳥獣対策にご協力を!
千葉県の農作物への鳥獣の被害額は、約3億円(R3)にも上ります。ほかにも様々な生活被害が発生しており、有害鳥獣対策の強化が求められています。今回、千葉県有害鳥獣捕獲協力隊を結成し、皆さまにご協力をお願いすることになりました。詳しくは、中面をご覧ください。

【募集締切】
参加隊員（実践・疑似体験）：令和5年10月20日（金）
支援隊員（寄附）：令和5年12月31日（日）

主催：千葉県
問い合わせ先
千葉県環境生活部自然保護課
電話：043-223-2058
電子メール：hogo9@mz.pref.chiba.lg.jp



協力隊員バッジ
(参加隊員・支援隊員に贈呈)

令和5年度 隊員募集案内

3 2023 年度の実施状況

(1) 参加隊員（実践コース）：30名

2023 年度は初年度でしたが、7月27日の募集開始直後から、県内外より多くの申込をいただき、8月中旬には募集定員を満たすなど、参加者の高い意欲と関心が示されました。

ア 有害鳥獣捕獲見学ツアー 【2023 年 1 1 月 1 8 日（土）】

有害鳥獣捕獲見学ツアーでは、千葉県立清和県民の森（君津市）の周辺において、捕獲現場や解体施設の見学、わな設置の実習、狩猟者との交流などを行いました。

ツアーに参加した隊員からは、「捕獲に係る全体的な理解が深まった」、「わなに触れて、猟に行きたい気持ちになった」等の声が寄せられました。

有害鳥獣捕獲見学ツアーのしおり

～ 捕獲、解体及び販売場所体験 ～

令和 5 年 1 1 月 1 8 日（土）

行程表 ※バス移動中は狩猟者から狩猟に関するお話があります。

時間	内容（場所）
7:40 ～ 8:00	受付・集合 ＜電車等の方＞ [JR木更津駅東口]
8:00～8:10	バス移動
7:40 ～ 8:15	受付・集合 ＜お車の方＞ [千葉県君津合同庁舎]
8:15～9:00	バス移動
9:00 ～ 11:30	捕獲現場見学 [千葉県立清和県民の森]
11:30～12:00	バス移動
12:00 ～ 12:30	解体施設見学 [(株)猟協流通君津工場]
12:30～13:00	バス移動
13:00 ～ 14:00	昼食（ジビエ料理） [猟師工房ドライブイン]
14:00 ～ 15:20	狩猟者との交流、 肉・革製品等の販売所見学 [猟師工房ドライブイン]
15:20～16:10	バス移動
16:10	解散 [千葉県君津合同庁舎]
16:10～16:20	バス移動
16:20	解散 [JR木更津駅東口]

主催：千葉県

当日の持ち物、服装

- 有害鳥獣捕獲見学ツアー参加票
- 有害鳥獣捕獲見学ツアーのしおり
- 手袋（細かい作業をしやすい丈夫なもの）
- 雨具
- 飲料
- 服装（動きやすく、汚れてもよく、肌を露出しないもの）
- 靴（できる限り登山靴または長靴等）

参加特典

- 千葉県有害鳥獣捕獲協力隊バッジ 1 個
- 県産キョン革製ストラップ 1 個

位置図



©Geo Technologies, Inc.
©株式会社GTS

2023 年度有害鳥獣捕獲見学ツアーのしおり

（ア）箱わなの作動やくくりわなの製作を体験

捕獲事業者の指導のもと、4 種類の箱わな（キョン用、イノシシ用、アライグマ用、サル用）の作動を体験しました。また、捕獲事業者が対象獣種ごとの誘引餌の選択方法と撒き方を説明し、止めさし時に使用する保定具や止めさし用具についても紹介・実演しました。

このほか、参加者全員がくくりわなを製作し、わなの模擬設置と作動を体験しました。



(イ) 解体施設見学

解体施設事業者の案内のもと、参加者が3つのグループ（各グループ9～10名）に分かれ、1グループごとに解体施設内部を見学しました。他のグループが見学している間には、解体施設事業者による説明や質疑応答が行われました。



(ウ) 昼食（ジビエ料理）

千葉県内で捕獲されたイノシシ、シカ、キョンのジビエ料理（シュラスコ、カレー、ハンバーグなど10種類以上のビュッフェ）を味わいました。



(エ) 狩猟者との交流

参加者は4つのグループ（各グループ7～8名）に分かれ、狩猟者が進行役となり、狩猟などに関する説明や質疑応答が行われました。

狩猟者からは、捕獲をする上での土地所有者へ声をかけることの重要性や、わなを使用する上での注意点などの説明があり、参加者からは活発な質問や意見がありました。



イ 捕獲現場への同行 【2024年1月～2月】

5名程度のグループに分かれ、千葉県立清和県民の森の捕獲現場で、捕獲事業者の指導を受け、狩猟に必要な知識や実践的な技術を習得しました。

現場への同行に先立ち、捕獲事業者と参加隊員によるオンラインの事前打合せを12月に行いました。

(ア) わなの見回りや設置

わなの仕組み、餌の種類や置き方、設置のタイミング、破損しやすいパーツや交換方法、法令を遵守した標識の取り付け方などを、実演を交えて説明を受けました。



(イ)「けもの道」の解説

地面に残されたわずかな痕跡から、獣の種類やサイズ、通りかかった時間帯、方向などの説明を受けました。また、痕跡の状況に応じて、くくりわなの設置位置の微調整を行いました。



(ウ) 解体実習

実際の捕獲個体を用いて、大動脈や心臓の位置確認、関節の外し方、においを抑えるための解体方法、部位ごとの肉の量などの実習を受けました。



(エ) 食肉利用のための処理及び運搬

捕獲後、食肉利用するために必要な止めさしや放血等の処理を行い、速やかに解体処理施設へ運搬しました。



(2) 参加隊員（疑似体験コース）：20名

実践コースにおける有害鳥獣捕獲見学ツアーや捕獲現場への同行を撮影した動画視聴により捕獲の疑似体験を行ったほか、捕獲現場への同行のオンライン事前打合せに参加し、狩猟等に関する意見交換を行いました。

参加者には、県内で捕獲したキョンを有効活用した肉や革ストラップをセットでお贈りしました。

(3) 支援隊員（ふるさと納税）：93名（うち県外91名）

本県の有害鳥獣対策に対し、93名の方から、約128万円の支援（寄附）をいただきました。

県外在住の支援隊員の方々へは、本県の有害鳥獣対策の事業成果品を返礼品として提供するものとし、県事業（キョンの効果的な捕獲手法の検証事業）で捕獲したキョンを活用した肉や革製品をお贈りしました。

返礼品の数量は、事業成果（県事業におけるキョンの捕獲頭数）に応じて変動するものとしました。

- ① 11頭以上の場合：図表5のとおり
- ② 1～10頭の場合：図表5の半分程度
- ③ 0頭の場合：返礼品なし

捕獲数は18頭（捕獲期間：2023年9月～2024年2月）であり、下表のとおり返礼品をお贈りしました。

なお、返礼品の肉や革製品は、特定外来生物であるキョンの根絶を目指す中で、捕獲した個体を有効活用するものです。

図表5 2023年度の返礼品の内容

寄附金額	返礼品の内容（肉又は革製品のいずれかを選択）	
	キョン肉	キョン革製品
1万円	約200g	レザーコースター、ストラップ
5万円	約1.2kg	スマホケース(背面型)、レザートレイ IDケース、レザートレイ
10万円	約1.5kg、ソーセージ(シカ肉)8袋	スマホケース(手帳型)、IDケース
30万円	約6kg、ソーセージ(シカ肉)16袋	財布、スマホケース(手帳型)、名刺入れ

【2023年度の申込状況】

- ・キョン肉：1万円：81名（93口）、5万円：5名（6口）
- ・キョン革製品：1万円：4名（4口）
- ・返礼品無し：2万円：4名（4口）

【返礼品の例】



キョン肉



レザーコースター



ストラップ

4 今後の展開（参加隊員と市町村等とのマッチング）

捕獲技術を習得した参加隊員と、新たな捕獲の担い手を求める市町村等を結びつけるマッチングの機会を設け、県内市町村等が行う捕獲事業への参加を促すことにより、千葉県における有害鳥獣対策の強化・促進を図っていきます。

図表6 参加隊員と市町村等とのマッチングに関する相関図（イメージ）

